

(注意喚起)

- 1 建設業法の規定により「工事現場ごとに専任」で設置される技術者については、営業所の専任技術者又は他の工事現場の主任技術者若しくは監理技術者などとの兼任は認められません。
- 2 ただし、建設業法の規定等により、所定の要件を満たす場合に限り、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないとされた案件について営業所の専任技術者と兼任することができ、また、2以上の工事について同一の専任の主任技術者又は監理技術者が兼任することが認められます。
- 3 1及び2を満たさない技術者の配置は、建設業法第7条第2号、第15条第2号及び第26条第3項において定められた技術者の専任義務に違反する行為で、指名停止はもちろん、場合によっては契約解除又は監督行政庁による監督処分等の対象となります。
- 4 平成22年10月15日(金)以降、「現場代理人・技術者選任通知書」の提出をいただく際、専任配置となる技術者について、前記専任義務に違反していないことを誓約していただきます。

また、「主任技術者等変更通知書」においても、技術者専任義務の遵守について注意喚起の文言を加筆しておりますので御留意ください。(※新様式は、契約監理課ホームページに掲載しています。)